

堺市公報 第23号	平成30年6月8日発行
堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目次

頁

<規則>

- 堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則
【総務局行政部行政管理課】…………… 4
- 保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則
【総務局行政部行政管理課】…………… 5
- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則
【総務局人事部労務課】…………… 6
- 堺市旅館業法施行細則の一部を改正する規則
【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】…………… 6

<告示>

- 市長の平成30年資産等報告書等の閲覧について
【総務局行政部総務課】…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の辞退について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………16

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………17

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………18

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………20

○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】……………21

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】……………22

○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】……………24

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【総務局行政部総務サービス課】……………26

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】……………27

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】……………28

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について

【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	29
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	30
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	31
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部地域包括ケア推進課】	32
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	33
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	34
○南部大阪都市計画地区計画の案の縦覧について	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	35
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	35
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	36
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	37
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	
【上下水道局総務部給排水設備課】	39
<議会告示>	
○市議会議員の平成30年資産等報告書等の閲覧について	
【議会事務局総務課】	39

規 則

堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月8日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第55号

堺市事務分掌規則及び堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

(堺市事務分掌規則の一部改正)

第1条 堺市事務分掌規則(昭和47年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4保健所環境業務課営業指導係の分掌事務を定める部分第8号中「届出」の次に「、監督等」を加える。

(堺市事務決裁規則の一部改正)

第2条 堺市事務決裁規則(昭和36年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条環境業務課長専決事項を定める部分中第8号を次のように改める。

(8) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下この号において「法」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第3条第1項の届出及び同条第4項又は第6項の規定による届出の受理に関すること。

イ 法第14条の規定による報告の徴収に関すること。

第13条第7項第7号を次のように改める。

(7) 住宅宿泊事業法(以下この号において「法」という。)及び住宅宿泊事業法施行規則(平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下この号において「省令」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。

イ 法第15条の規定による業務の改善命令に関すること。

ウ 法第16条第1項の規定による業務の停止命令に関すること。

エ 法第16条第2項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令に関すること。

オ 法第16条第3項の規定による通知に関すること。

カ 法第17条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び関係者への質問に関すること。

キ 法第20条第2項に規定する情報の提供に関すること。

ク 法第41条第2項前段の規定による業務の改善命令及び同項後段の規定による通知に関すること。

- ケ 法第42条第2項の規定による処分の要請に関すること。
- コ 法第45条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び関係者への質問に関すること。
- サ 省令第4条第7項の規定による通知に関すること。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月8日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第56号

保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

保健所長に権限を委任する規則（平成12年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第14項第19号中「第18条」を「第19条」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第18号を第22号とし、第12号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第9条」を「第8条」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号を第14号とし、同項第9号中「第3条第6号」を「第3条第1項第6号」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 法第8条の2の規定による意見の申述の受理に関すること。

第14項第6号中「営業の」を「旅館業に係る」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 法第7条の2第2項の規定による公衆衛生又は善良の風俗の保持に係る措置命令に関すること。

(8) 法第7条の2第3項の規定による旅館業に係る停止命令その他公衆衛生又は善良の風俗の保持に係る措置命令に関すること。

第14条第5号中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「営業施設」を「施設」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第7条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「及び立入検査」を「、立入検査及び関係者への質問」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

~~~~~

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

堺市規則第57号

#### 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成18年規則第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の備考中「第2条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

~~~~~

堺市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

堺市規則第58号

堺市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

堺市旅館業法施行細則（昭和55年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（宿泊者名簿）

第11条 省令第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊日
- (2) 客室の番号
- (3) 宿泊者の年齢、性別及び連絡先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める事項

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条第1号中「、第13条第10号」を「又は第13条第10号」に、「又は前条第1号」を「若しくは第16条第1号」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第17条 条例第7条第2項第1号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事故が発生したとき、その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

別表第1及び別表第2中「第18条」を「第19条」に改める。

様式第1号の第1面中

「

5	旅館業法第3条第2項第1号から第3号までに該当することの有無
---	--------------------------------

 を
 」

「

5	旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無
---	------------------------

 に、
 」

「事務所の所在地」を「事務所の所在地を」に改め、同様式の第2面を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第3号及び様式第4号中

「

4	申請者が旅館業法第3条第2項第3号に該当することの有無
---	-----------------------------

 を
 」

「

4	申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無
---	----------------------------

 に
 」

改める。

様式第5号中

「

5	申請者が旅館業法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無
---	----------------------------------

 を
 」

「

5 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の堺市旅館業法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市旅館業法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができるものとする。

別紙

(第2面)

敷地面積			m ²	建物構造	造 建			
建築面積			m ²	営業面積	m ²			
客 室								
階	室名	面積 (m ²)	定員 (人)	便所	浴室	洗面	ベッド又は布団の 数	
							種 別	個 数
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
				有・無	有・無	有・無	S・W・ふ	
合計		(延) m ²	人	S : シングルベッド W : ダブルベッド (幅 1.4m以上) ふ : 布団				
私室	有・無	室 m ²		使用水				
換 気 設 備	自然・機械 (第 種換気 (能力		m ³ /m ² ・h))					
リネン室	有・無	箇所	共 同 便 所	有・無	箇所			
調理場	有・無	箇所	共 同 浴 場	有・無	箇所			
食堂	有・無	箇所	共 同 洗 面 所	有・無	箇所			
	有・無	箇所		有・無	箇所			
	有・無	箇所		有・無	箇所			
	有・無	箇所		有・無	箇所			
備考								

告 示

堺市告示第216号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第18条第3項の規定に基づき、市長の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 閲覧開始の日
平成30年6月15日（金）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
 - (1) 閲覧日
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
 - (2) 閲覧時間
市政情報センター
午前9時から午後5時30分まで
市政情報コーナー
午前9時から午後5時15分まで

堺市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護

法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

1 病院

名称	所在地	指定年月日
堺咲花病院	堺市南区原山台2-7-1	平成30年4月1日

2 診療所

名称	所在地	指定年月日
中百舌鳥おか内科医院	堺市北区中百舌鳥町6-825	平成30年4月1日
みさきファミリークリニック	堺市中区深井畑山町254-5	平成30年5月1日

3 歯科

名称	所在地	指定年月日
もずデンタルクリニック	堺市北区百舌鳥赤畑町3-161-1	平成30年4月1日
もり歯科医院	堺市北区北長尾町6-4-1	平成30年4月1日
アップル歯科医院	堺市中区八田北町611-14	平成30年4月1日
もりもと歯科クリニック	堺市南区鴨谷台2-1-3	平成30年4月1日

4 薬局

名称	所在地	指定年月日
協和薬局	堺市堺区協和町4-465-2	平成30年4月1日

ヒマワリ薬局	堺市北区蔵前町3-5-46	平成30年4月1日
タンポポ薬局	堺市西区鳳南町5-598-2	平成30年4月1日
たかさご薬局	堺市堺区高砂町4-109-3	平成30年4月1日
あゆみ薬局	堺市堺区宿屋町東1-2-23	平成30年4月1日
りんご薬局	堺市中区深井畑山町254-5	平成30年4月1日

5 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションふたば	堺市中区東八田24-5	平成30年4月1日
アクト訪問看護ステーション	堺市堺区大仙中町1-7	平成30年5月1日
訪問看護ステーションみやび	堺市北区金岡町2214-2	平成30年5月1日
訪問看護ステーション笑楽堺	堺市堺区住吉橋町2-1-12	平成30年4月1日

堺市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
中百舌鳥おか内科医院	堺市北区中百舌鳥町6-825	平成30年3月31日
黒田整形外科クリニック	堺市堺区浅香山町1-3-30	平成30年3月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
すぎもと歯科医院	堺市北区北長尾町6-4-1	平成30年3月31日
アップル歯科医院	堺市中心区八田北町611-14	平成30年3月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ヒマワリ薬局	堺市北区蔵前町3-5-46	平成30年3月31日
協和薬局	堺市堺区協和町4-465-2	平成30年3月31日
たかさご薬局	堺市堺区高砂町4-109-3	平成30年3月31日
あゆみ薬局	堺市堺区宿屋町東1-2-23	平成30年3月31日
のぞみ薬局堺駅前店	堺市堺区市之町西3-1-43 サンビ ル堺駅前1F	平成30年4月30日
タンポポ薬局	堺市西区鳳南町5-598-2	平成30年3月31日

堺市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退について届出があったので、生活保護法第55条の3第3号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

名称	所在地	辞退年月日
吉田診療所	堺市西区浜寺諏訪森町西2-106	平成30年4月27日

堺市告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
長谷川小児科	長谷川医院	堺市南区赤坂台3-10-3	平成30年5月1日
長山整形外科	長山整形・内科	堺市堺区戎島町3-4 美立ビル1F	平成30年4月1日

堺市告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	黒田整形外科クリニック	堺市堺区浅香山町1-3-30	平成30年3月31日
訪問リハビリテーション	黒田整形外科クリニック	堺市堺区浅香山町1-3-30	平成30年3月31日
訪問看護	黒田整形外科クリニック	堺市堺区浅香山町1-3-30	平成30年3月31日
訪問リハビリテーション	草部井上医院	堺市西区草部181	平成30年2月17日
訪問看護	草部井上医院	堺市西区草部181	平成30年2月17日
居宅療養管理指導	草部井上医院	堺市西区草部181	平成30年2月17日
訪問リハビリテーション	医療法人敬任会 中百舌鳥おか内科医院	堺市北区中百舌鳥町6-825	平成30年3月31日
居宅療養管理指導	医療法人敬任会 中百舌鳥おか内科医院	堺市北区中百舌鳥町6-825	平成30年3月31日
訪問看護	医療法人敬任会 中百舌鳥おか内科医院	堺市北区中百舌鳥町6-825	平成30年3月31日

居宅療養管理指導	すぎもと歯科医院	堺市北区北長尾町6-4-1	平成30年3月31日
居宅介護支援	たかさご薬局	堺市堺区高砂町4-109-3	平成30年3月31日
介護予防居宅療養管理指導	たかさご薬局	堺市堺区高砂町4-109-3	平成30年3月31日
居宅療養管理指導	たかさご薬局	堺市堺区高砂町4-109-3	平成30年3月31日
居宅療養管理指導	あゆみ薬局	堺市堺区宿屋町東1-2-23	平成30年3月31日
居宅療養管理指導	タンポポ薬局	堺市西区鳳南町5-598-2	平成30年3月31日
介護予防居宅療養管理指導	タンポポ薬局	堺市西区鳳南町5-598-2	平成30年3月31日
居宅療養管理指導	ヒマワリ薬局	堺市北区蔵前町3-5-46	平成30年3月31日
介護予防居宅療養管理指導	ヒマワリ薬局	堺市北区蔵前町3-5-46	平成30年3月31日
居宅介護支援	カワイケアプラ ンセンター	堺市堺区北庄町1-5-24 プレアール堺東407号	平成30年5月31日
福祉用具貸与	介護支援センター みやこ堺	堺市西区浜寺石津町中2- 6-33ロイヤル石津206号	平成30年5月31日
介護予防福祉用具貸与	介護支援センター みやこ堺	堺市西区浜寺石津町中2- 6-33ロイヤル石津206号	平成30年5月31日

堺市告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	長山整形外科	長山整形・内科	堺市堺区戎島町 3-4美立ビル1 F	平成30年 4月1日
訪問リハビリテーション	長山整形外科	長山整形・内科	堺市堺区戎島町 3-4美立ビル1 F	平成30年 4月1日
訪問看護	長山整形外科	長山整形・内科	堺市堺区戎島町 3-4美立ビル1 F	平成30年 4月1日
訪問介護	やすらぎの介護 シャローム中央 ヘルパーステーション	晴れる家3号館 ヘルパーステーション	堺市北区東浅香山町2-334	平成30年 3月1日
介護予防訪問サービス	やすらぎの介護 シャローム中央 ヘルパーステーション	晴れる家3号館 ヘルパーステーション	堺市北区東浅香山町2-334	平成30年 3月1日

堺市告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問介護	アバプロジェクト	堺市堺区向陵西町2-1-35住まいの情報館3F	堺市堺区向陵西町2-1-35住まいの情報館2F	平成29年11月1日
介護予防訪問サービス	アバプロジェクト	堺市堺区向陵西町2-1-35住まいの情報館3F	堺市堺区向陵西町2-1-35住まいの情報館2F	平成29年11月1日
居宅介護支援	はる介護支援センター	堺市北区北花田町3-33-3ハイツオリオ202	堺市北区常磐町3-11-7コンフォートトキワ204	平成29年11月1日
訪問介護	あいワーク有限会社	堺市北区長曾根町3046-14	堺市北区長曾根町3047-10	平成29年12月1日
介護予防訪問サービス	あいワーク有限会社	堺市北区長曾根町3046-14	堺市北区長曾根町3047-10	平成29年12月1日
訪問介護	晴れる家3号館ヘルパーステーション	堺市北区東浅香山町1-19-9K&Sビル1F	堺市北区東浅香山町2-334	平成30年3月1日
介護予防訪問サービス	晴れる家3号館ヘルパーステーション	堺市北区東浅香山町1-19-9K&Sビル1F	堺市北区東浅香山町2-334	平成30年3月1日
訪問介護	ヘルパーステーションHiYoKo	堺市北区中百舌鳥町3-345-1-106ザブレイス中百舌鳥E棟	堺市北区中百舌鳥町6-995-3アトラス水島306	平成29年10月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションHiYoKo	堺市北区中百舌鳥町3-345-1-106ザブレイス中百舌鳥E棟	堺市北区中百舌鳥町6-995-3アトラス水島306	平成29年10月1日

堺市告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によ

る場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
大西 亘	くけん鍼灸院	堺市堺区九間町西2-2-32	平成30年5月1日
兵恵 登志泰	あいのでマッサージ院	堺市堺区北三国ヶ丘町4-2-16	平成30年5月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
下峠 幸右	栄友社訪問鍼灸マッサージ	堺市南区若松台2-1-4-108	平成30年4月1日
西本 健太郎	水野鍼灸院	堺市中区深井清水町3216	平成30年5月1日
山中 祐希	明笑鍼灸院	堺市堺区向陵中町1-5-28	平成30年5月1日
長山 昇三	訪問はりきゅう KEiROW堺中央ステーション	堺市堺区熊野町東3-2-18熊野ハイツ101	平成30年4月9日
大西 亘	くけん鍼灸院	堺市堺区九間町西2-2-32	平成30年5月1日
兵恵 登志泰	あいのでマッサージ院	堺市堺区北三国ヶ丘町4-2-16	平成30年5月1日
森本 好晴	森本はりきゅう院	堺市北区中村町291-2	平成30年4月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
森本 好晴	森本整骨院	堺市北区中村町291-2	平成30年4月1日

竹原 明良	竹原整骨院	堺市北区奥本町1-169-7	平成30年3月26日
-------	-------	----------------	------------

堺市告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
大西 亘	大西鍼灸整骨院	堺市堺区戎島町2-30 ターミナルマンション 朝日プラザ堺109	平成30年4月30日
和田 多紀	ダイフク鍼灸マッ サージ治療院	堺市中区深井清水町 3832 3F	平成30年4月30日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
島村 克子	島村鍼灸院	堺市東区北野田118-8	平成30年5月1日
大西 亘	大西鍼灸院	堺市堺区戎島町2-30 ターミナルマンション 朝日プラザ堺109	平成30年4月30日
森本 好晴	森本はりきゅう院	堺市北区中村町293	平成29年9月1日

別所 義輝	さかい鍼灸院	堺市堺区櫛屋町東2-2-6-102	平成30年4月30日
和田 多紀	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年4月30日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
森本 好晴	森本整骨院	堺市北区中村町293	平成29年9月1日
渡邊 勇也	ふれあい整骨院	堺市堺区中瓦町1-1-4 辻野ビル1階	平成30年5月1日

堺市告示第226号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
納谷 敦夫	リハビリテーション科、精神科	音声言語機能障害	なやクリニック	堺市中区陶器北449	平成30年5月1日
藤田 彰一	内科、腎臓内科、人工透析科	じん臓機能障害	医療法人紀陽会北花田クリニック	堺市北区奥本町1-232	平成30年5月1日
道場 隆博	耳鼻咽喉科	音声言語機能障害	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179番地3	平成30年5月1日

岩嶋 大介	内科	呼吸器機能障害	社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4丁465	平成30年5月1日
宮本 昌彦	内科、腎臓内科	じん臓機能障害	医療法人良秀会 泉北藤井病院	堺市南区泉田中3100-19	平成30年5月1日

堺市告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
出島東湊1号線	堺区西湊町1丁98番1地先	旧	3.08	32.57	(テ0050)
			3.79		
	堺区西湊町1丁81番4地先	新	6.70	32.57	
			7.20		



堺市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 (府道) 堺富田林線
(市道) 深井駅岩室線
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
深井駅岩室線	中区深井沢町2485番6地先	旧	7.55 7.95	17.55	(02044)
	中区深井沢町2485番4地先	新	7.55 8.35	17.55	
堺富田林線	東区日置荘西町3丁1108番7地先	旧	7.30 7.90	42.39	(F0035)
	東区日置荘西町3丁1108番7地先	新	8.90 9.50	42.39	

公 告

堺市公告第372号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
職員情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区甲斐町東3丁2番6号 堺市保健医療センター内4階
総務局行政部総務サービス課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 竹田 錠一
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 随意契約に係る契約金額
¥47,705,890－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

~~~~~

堺市公告第373号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
保険年金電算システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 長谷川 雅彦  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥86,067,360－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

堺市公告第374号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
保険年金電算システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 長谷川 雅彦  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥179,196,364－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

堺市公告第375号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
堺市後期高齢者医療電算システムハードウェア機器更改に伴うシステム移行・動作確認業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 長谷川 雅彦  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥137,560,669－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

堺市公告第376号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る業務の名称及び数量  
堺市後期高齢者医療電算システムに係るサーバ等機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年4月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店  
支店長 濱 一郎  
大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
- 5 落札金額  
¥1,055,160－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年3月2日

堺市公告第377号

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
後期高齢者医療電算システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
健康福祉局生活福祉部医療年金課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 長谷川 雅彦
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥69,464,541－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

堺市公告第378号

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高齢者緊急通報システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局長寿社会部地域包括ケア推進課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社  
代表取締役社長 増田 誠  
大阪市淀川区十三本町3丁目6番35号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥45,163,392-（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2



号

堺市公告第379号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
介護保険システム維持保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局長寿社会部介護保険課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 長谷川 雅彦  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥52,963,044－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

堺市公告第380号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
介護保険システム法改正対応業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
健康福祉局長寿社会部介護保険課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 長谷川 雅彦  
大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥56,126,520－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2

号

~~~~~

堺市公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の決定の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画の決定に係る土地の区域
堺市美原区黒山地内
- 2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
平成30年6月8日から平成30年6月22日まで
- 3 意見書の提出先
堺市建築都市局都市計画部都市計画課
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第382号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
教職員情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 関西支社  
支社長 竹田 錠一  
大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥58,431,240－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~  
堺市公告第383号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市教育情報ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社
社長 宮澤 俊樹
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥58,279,824－（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~  
堺市公告第384号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量  
教育情報ネットワークに係わるセンターサーバハウジング用フルラック賃貸借  
センターサーバハウジング用フルラック 18ラック
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市中区深井清水町1426番地  
堺市教育文化センター(ソフィア・堺)教育文化棟3階  
教育委員会事務局学校教育部教育センター
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社スマートバリュークラウドイノベーションDivision  
Div Manager 山田 幸人  
大阪府大阪市西区靱本町2丁目3番2号なにわ筋本町MIDビル4階
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥42,547,680-(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第79号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

|               |               |
|---------------|---------------|
| 指 定 番 号       | 第110号         |
| 廃 止 年 月 日     | 平成30年5月22日    |
| 事 業 者 の 名 称   | 株式会社勘留工業      |
| 事 業 者 の 住 所   | 堺市西区山田1156番地1 |
| 代 表 者 の 職 氏 名 | 代表取締役 稲田 匡彦   |
| 事 業 所 の 名 称   | 株式会社勘留工業      |
| 事 業 所 の 所 在 地 | 堺市西区山田1156番地1 |

## 議 会 告 示

堺市議会告示第2号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第11条第3項の規定に基づき、市議会議員の資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書及び資産取引報告書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成30年6月8日

堺市議会議長 山 口 典 子

- 1 閲覧開始の日  
平成30年6月15日（金）
  
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
  
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
午前9時から午後5時15分まで